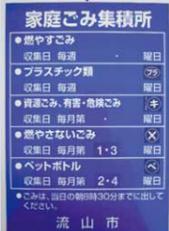


★「集団回収一本化」のお知らせ★

●平成24年4月1日から資源ごみ回収は集団回収へ一本化します

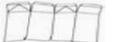
現在、資源ごみは市による回収（行政回収）と自治会等地域活動などによる集団回収の二本立てで行なっていますが、平成24年4月1からは行政回収を廃止し、**集団回収のみ**となります。

	現在	平成24年4月1日以降
回収頻度と回収方法	行政回収（月2回） + 集団回収 （団体の任意の回収頻度） ※集団回収を行っていない場合は、行政回収（月2回）のみ	集団回収のみ （概ね月2回） 収集日等の詳細は、3月頃、集団回収業者等からお配りする「集団回収年間日程表」をご覧ください。
資源ごみを出す場所	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div> <p>【行政回収の日】 家庭ごみ集積所の看板のある場所</p>  </div> <div> <p>【集団回収の日】 リサイクルステーションの看板がある場所</p>  </div> </div>	<p>集団回収を行なっている場所（リサイクルステーションの看板がある場所）</p> 

※「ペットボトル」、「有害・危険ごみ」については平成24年度以降も行政回収で対応します。

集団回収の資源ごみの出し方

※ 詳しくは、平成24年度版「家庭ごみの正しい分け方・出し方」パンフレットのP4～P5をご覧ください。（2月20日新聞折り込み）

びん		ビニール袋等から出してびん・缶別にケロクル袋（麻袋）に入れて排出	
缶			
段ボール		十文字にヒモで束ねて排出	
紙パック		※細かい雑紙は、紙袋に入れてください。	
新聞紙・チラシ		※布類は、濡れる再利用できなくなるので雨の日等には出せません。また、濡れた布類も出せません。	
雑誌・雑紙（ざつがみ）			
布類			
金属類		ケロクル袋（麻袋）に入れずに、そのまま出してください。	
		※小物は容器（できれば鉄製のもの）や袋等に入れて出してください。	

※ 現在、集団回収を行なっている場合、出し方の変更はありません。

集団回収とは、地域の皆様と集団回収業者が実施する回収方法です。

- ・回収は、リサイクル団体（自治会・子ども会・老人会等）と集団回収業者の契約にもとづいて実施されます。
- ・回収日や回収場所など、実施の詳細はリサイクル団体と集団回収業者で取り決めます。
- ・各リサイクル団体には回収量に応じて、市から報償金が支給されます。
- ・報償金は団体の運営資金の一部として活用でき、地域のコミュニティづくりにも役立ちます。



ルールを守って集団回収を！

今後は、リサイクル団体に加入していない方もリサイクルステーションを利用していただくこととなりますが、リサイクルステーションを管理しているのはリサイクル団体です。

出し方等のルールが守られていないと、集団回収が円滑に行われずリサイクル団体に迷惑がかかってしまいます。

集団回収の出し方等のルールを守って、みなさんで協力してリサイクル活動を行いましょう。

資源ごみの拠点回収（予定）

～ご都合が悪く集団回収に出せない方は、下記の場所でも排出できます～

施設名	拠点回収場所	排出できる日時
文化会館	加1-16-2	月～土曜（祝日、年末年始を除く） 9時00分～16時30分
南流山センター	南流山3-3-1	
東部公民館	名都借756-4	
初石公民館	西初石4-381-2	
江戸川台福祉会館	江戸川台東1-251	

上記の場所の他、品目によってはリサイクル推進店等でも店頭回収している店舗があります。詳しくは流山市のホームページ（リサイクル推進課）でもご案内しています。
<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/section/risaikuru/contents/genryou-recycle/recycle-ten/top.htm>

新しく集団回収を始めたい団体やリサイクルステーションの増設方法などは、リサイクル推進課へお問い合わせください。

お問い合わせ：リサイクル推進課 7157-8250

★「家庭ごみの出し方」のお知らせ★

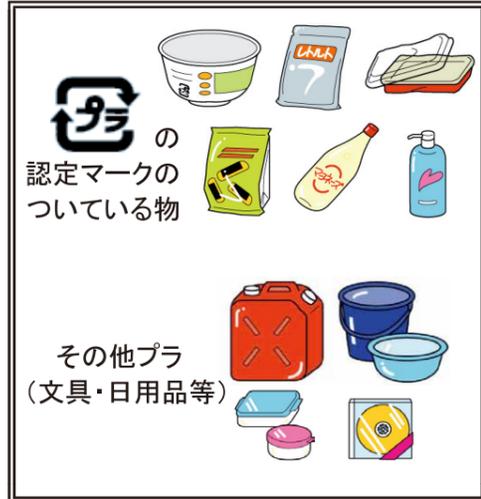
● プラスチック類の分別方法が変わります。

平成24年4月1日からプラスチック類を「容器包装プラスチック類（容リプラ）」と「その他プラスチック製品（その他プラ）」の2つに分けて収集しますので、ご協力をお願いします。

1 分別区分の変更内容

【変更前】

プラスチック類（毎週1回○曜日）

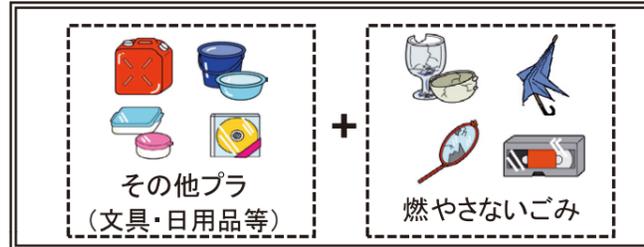


【変更後】

容リプラ（毎週1回○曜日）

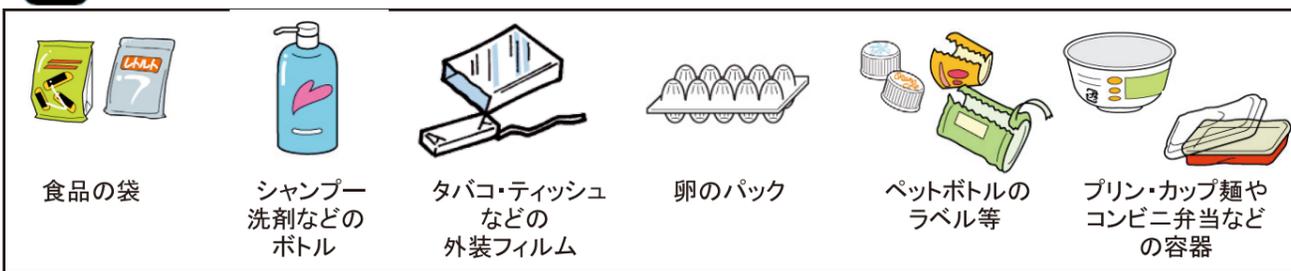


燃やさないごみ（毎月第1・3○曜日）

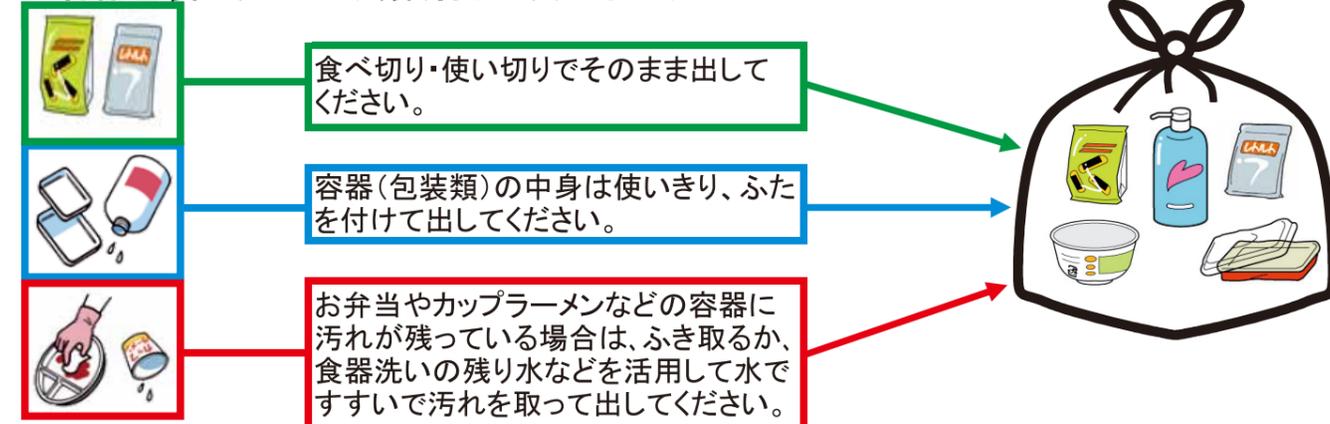


変更

の認定マークが付いている代表的な容器包装プラスチック類

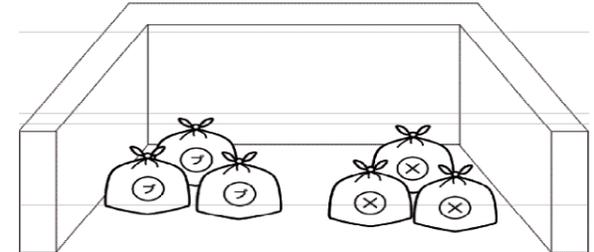
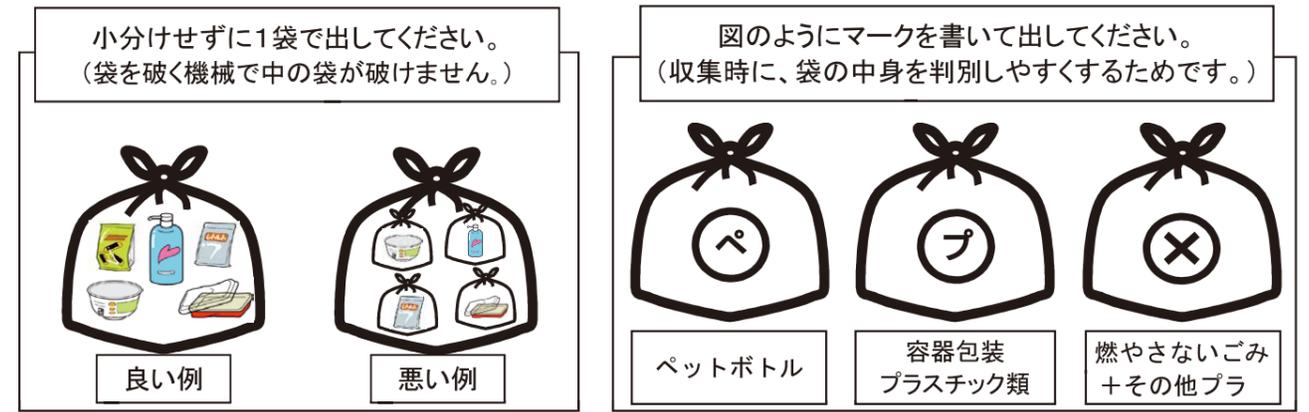


2 容器包装プラスチック類（容リプラ）の出し方



※ 容器包装プラスチック類が汚れていると、悪臭などを放ち、衛生的にも好ましくないため、汚れを取り除くようお願いします。

3 ごみの出し方のお願い（ごみ収集を円滑に行うためのお願いです。）



ごみ集積所では、「容器包装プラスチック類」と「燃やさないごみ+その他プラ」に区分して、まとめて置いてください。（ごみの取り残しの原因となります。）

容器包装材とは

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）でいう「容器包装」を言い、商品を入れる「容器」及び商品を包む「包装」（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む）であり、商品を消費したり商品と分離した場合に不要となるものです。

← このようなマークが付いている商品です

「その他プラ」とは、容器包装材ではないプラスチック製品です。（バケツ、プランター、灯油タンク等）

● 剪定枝（切った枝）・落葉及び草は、引き続き「有害・危険ごみ（月2回）」の日に出してください。

市では、焼却灰の放射能対策として、平成23年9月1日以降ご家庭から出される「剪定枝（切った枝）・落葉及び草」の収集について、「有害・危険ごみ」の日（月2回）に変更しておりますが、引き続きご協力をお願いします。（この変更は一時的なものであるため、「家庭ごみの正しい分け方・出し方（平成24年度版）」には、「燃やすごみ」として記載しています。）収集日を元の「燃やすごみ」の日に戻す際は、改めてお知らせします。

● 家庭から出たごみが原因で火災が発生！

最近、ライター、スプレー缶、卓上ガスボンベが原因と思われる火災事故が、ごみ収集車や流山市クリーンセンター内で発生しています。
ライター等の「危険ごみ」は、必ず中身を使い切ってからそれぞれの品目ごとに透明性を有する袋に入れて「危険ごみ」の日（月2回）に集積所へ出してください。

お問い合わせ：流山市役所 クリーン推進課 7157-7411